２０２１年度助成事業

公益財団法人日本台湾交流協会では，日本又は台湾において文化・学術交流を目的とする以下の事業について経費の一部を助成いたします。なお、採用の可否及び助成額については、審査の上、書面にて通知致します。

１．趣旨

　　日本と台湾との学術交流及び日本の文化を紹介することにより、日本と台湾との学術・文化交流促進に協力することを目的とします。

２．対象

　（１）講演会，研修会及び国際会議，シンポジウム

日本研究促進又は日台相互理解に資する日本または台湾で開催される法学・経済・社

会・文学等の分野（ただし、自然科学分野の主題を専らとするものは対象外）

　（２）日本文化紹介のために台湾で行う展示事業、演劇・音楽・舞踊・伝統芸能等の公演事業

　（３）上記（１）（２）共に、営利活動、宗教活動、政治活動、選挙活動を含むものは対象外

３．申請資格

　（１）日本または台湾の大学、研究所等の研究及び教育機関及び非営利団体

　（２）日本または台湾の美術館、劇団等の主催者または展示、公演を行う団体

　（３）複数年度にわたらず、単一年度内に実施、終了する事業であること。

　※上記のうち、以下に該当する場合、申請資格はありません。

ア．日本の行政機関等、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（以下「国等」という）

イ．国等の設置する教育・研究機関その他国等に属する団体、施設等（国公立の学校、美術

館、博物館等）

ウ．台湾の行政機関（教育、研究機関等を除く）

エ．日本が拠出している国際機関

４．選考方針

　　以下に該当する場合には，優先度が低くなります。

1. 趣味的なサークルで親善を主な目的とする事業。
2. 特定のグループ間の交流や姉妹都市間の交流を目的とする事業。
3. 展示・公演事業においては、観光・研究等の活動を主体とするもの。
4. 公募作品により構成される展覧会。
5. 現地主催者の経費負担が著しく少なく，申請者の自己負担が極端に大きい等予算計画に

バランスを欠いた事業

（６）前年度採用された案件と同一の案件

５．申請締切

（１）上半期（4月～9月に実施の案件）：2021年2月19日　必着

（２）下半期（10月～翌3月に実施の案件）：2021年7月30日　必着

所定の申請用紙に必要事項を記入の上、申請してください。

６．対象項目

　　　　　当協会の助成額は事業に係る経費の５０％以内です（なお、2020年度の採用案件は１件：１０万円から５０万円程度）。これを超える経費については自己負担となります。

1. 講演会、研修会，国際会議、シンポジウム
	1. 講演者，発表者の日本・台湾間の往復国際航空賃（エコノミー割引料金を上限とする）
	2. 演者の宿泊費（当協会が定める上限額内の実費額。会議前日から終了日の宿泊を含む７日間以内
	3. 会場借料
	4. 会場設営費
	5. 機材借料
	6. 通訳・翻訳料
	7. 広報費
	8. 印刷製本費（会議用資料作成費，報告書作成費）
	9. 補助員雇用費

　　⑩　通信費等

　　　　※事前調査経費や準備経費は対象外

　　　　※やむを得ず、リモート講演、会議等に変更する場合、助成対象者には、往復国際航空賃、宿泊費に代えて、協会規程額を上限とした講師謝金を支給する。

（２）展示事業

①　作家及び専門家の日本・台湾間の往復国際航空賃（エコノミー割引運賃を上限とする）

　②　作家及び専門家の宿泊費（当協会が定める上限額内の実費額。開催前日から終了日の宿泊を含む7日間以内）

　③ 図録作成費

④　作品輸送費

　　　※事前調査経費や準備経費は対象外

 ※作品製作費，インスタレーション費，作家謝金等は対象外

（３）公演事業

① 公演関係者の日本・台湾間の往復国際航空賃（エコノミー割引運賃を上限とする）

　　　 ②　荷物の国際輸送費

　　　　※事前調査経費や準備経費は対象外

７．助成の条件

　　（１）申請者は、事業関連資料に必ず当協会名を助成団体として掲載すること。

　　　　　また、ポスター、チラシ等の広報資料を各２部当協会に提出すること。

　　（２）申請者は、申請当時の事業計画に変更があった場合は、速やかに当協会にその旨を届け出、その許可を得ること。

　　（３）申請者は、本件事業終了後遅滞なく実施結果につき所定の報告書（収支報告を含む）を提出すること。なお、当協会が経費助成をした項目については、証拠書類（原証明を付したコピーでも可），航空券の場合は、使用済み往復搭乗券の半券又は航空会社が発行する搭乗証明書を必ず添付すること。

　　（４）開催にあたっては申請者が一切の責任を負うこと。

　　（５）営利活動，宗教活動，政治活動，選挙活動は一切行わないこと。

８．助成の方法

　（１）助成金交付決定者には、「助成金交付決定通知書」と共に「助成金受諾書/申請取り下げ

書」を送付するので、３０日以内に「助成金受諾書/申請取り下げ書」にチェックの上、各申

請先に郵送してください。

（２）事業実施後，**一ヶ月以内**の報告書提出を以て精算払いと致します。

９．申請・問い合わせ先

　　　申請者の所在地に応じ、申請先は以下の通りとなります。

（１）日本

　　　　日本台湾交流協会東京本部

　　　〒１０６－００３２東京都港区六本木３丁目１６番３３号青葉六本木ビル７階

　　　　　　℡０３（５５７３）２６００　ＦＡＸ０３（５５７３）２６１１

（２）台湾

　　 　①日本台湾交流協会台北事務所

　　　 　　台北市慶城街２８号通泰大楼

　　　　 　℡０２（２７１３）８０００　ＦＡＸ０２（２７１３）８７８７

※北部及び中部に所在する申請者は、台北事務所へ申請してください。

②日本台湾交流協会高雄事務所

　　　　　　高雄市苓雅区和平一路８７号南和和平大楼９楼

　　　　　　℡０７（７７１）４００８　　ＦＡＸ０７（７７１）２７３４

※雲林、嘉義、台南、高雄、台東、屏東、澎湖に所在する申請者は、高雄事務所へ申請してください。